

(社長及び副社長)

第四条の二 会社に社長一人及び副社長一人を置き、代表取締役をもつてある。

2. 社長は、取締役会を主宰し、その決議に基き、会社の業務を総理する。

3. 副社長は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理し、社長が欠けたときは、その職務を行う。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第四条の三 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議並びに商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これらを変更しようとするときも同様とする。

2. 運輸大臣は、会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画並びに收支予算の執行について、監督上必要な命令をすることができる。

第三条中「及び前条を」、「第十二条第一項に改める。

第十八条第二号中「又は担保に供してはならない。ただし、運輸大臣の承認を得たときは、この限りでない。」

第八条を次のよう改める。

(補助金の交付)

第八条 政府は、会社に対して、その行う国際路線における定期航空運送事業の維持発展を図るために必要なと認められるときは、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

附則 第十二条の二第二項の規定に基く命令に違反したとき、第一項の規定による会社の代表取締役

第十二条中「又は担保に供し」を「若しくは担保に供し、又は有償で取得し」に改め、同条の次に次の二号を加える。

(事業計画等に関する監督) 第十二条の二 会社は、毎営業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣に提出して、その認可を受ける。

3. この法律の施行後最初の株主総会の終結の時まで

会の終結の時までは、改正後の日本航空株式会社法第四条、第四条の二及び第四条の四の規定は、適用しない。

1. この法律は、公布の日から施行する。

2. この法律の施行の際に在任する日本航空株式会社の取締役及び監査役の任期は、この法律の施行後最初の株主総会の終結の時まで

「会社の取締役」を「会社の社長、副社長及びその他の常時会社の業務に従事する取締役」に改め、同条中

「社長及び副社長等」に改め、同条中

「会社の取締役」を「会社の社長、副社長及びその他の常時会社の業務に従事する取締役」に改め。

第十二条の二第二項中「命令」を「指示」に改める。

第十八条の二第二項中「第五号」を「第四号」に、「次の二号」を「次の二号に、第十二条の二第一項前段を

する法律案に対する修正案

日本航空株式会社法の一部を改

正する法律案に対する修正

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条中「一人」と「十五人」に改め

第十八条第二号中「又は担保に供した」と「若しくは担保に供し、又は取得した」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十二条の二第一項前段の規定に違反して、事業計画・資金計画又は收支予算を提出しなかつたとき。

四 第十二条の二第二項の規定に基く命令に違反したとき。

第五条の二 第二項の規定による会社の監査の実施等についての監督権を抵触しようとするものであります。

附則 第四条の二 商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役

規定期による決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四条の四の見出し中「取締役」を「原健三郎君登壇」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

四 会社は、取締役会の決議をもつて、社長、副社長及びその他の常

時会社の業務に従事する取締役を任命しなければならない。

第五条の三を次のように改める。

(代表取締役等の決定の決議)

第六条の二 第二項の規定による会社の監査の実施等についての監督権を抵触しようとするものであります。

第一次に、その内容のおもなる点を申し

役の決定の決議及び前条第四項の

規定期による決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四条の四の見出し中「取締役」を「原健三郎君登壇」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

四 会社は、取締役会の決議をもつて、社長、副社長及びその他の常

時会社の業務に従事する取締役を任命しなければならない。

第五条の三を次のように改める。

(代表取締役等の決定の決議)

第六条の二 第二項の規定による会社の監査の実施等についての監督

権を抵触しようとするものであります。

第一次に、その内容のおもなる点を申し

出します。まず第一点は、從来代表取

権の決定のものが運輸大臣の認可制であります。これを全役員に及ぼす

と同時に、社長、副社長制を設け、また

役員の数を十名に限定するとともに、

「原健三郎君登壇」に改め、同条中

「社長及び副社長等」に改め、同条中

「原健三郎君登壇」に改め、同条中

「社長及び副社長等」に改め、同条中

「原健三郎君登壇」に改め、同条中

「原健三郎君登壇」に改め、同条中

「原健三郎君登壇」に改め、同条中

かくて、討論に入り、日本民主党を代表して有田喜一君より、日本社会党に代表して青野武一君より、それぞれ修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、次いで、日本社会党中央局英太郎君より、政府はすみやかに航空政策を樹立し、助成策の実現として定期航空事業に対し開拓よりの融資の拡大並びに利子率の軽減をはかられることを望む旨の附帯決議を付して修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられました。

以上をもって討論を終局し、ます修正案について採決の結果、起立議員をもつてこれを可決、引き続き修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立議員をもつて可決され、次に附帯決議について採決の結果、総員異議なく可決、よって本法案は附帯決議を付して修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本末の委員長の報告は修正であります。本末は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま

す。本末の委員長の報告は修正であります。本末は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本末は委員長報告の通り決しました。

第一 石油資源開発株式会社法案

(内閣提出)

昭和三十年七月十一日 民議院会議録第四十号 石油資源開発株式会社法案外三案

第三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

案内閣提出)

砂利採取法案(首藤新八君外六名、提出)

輸出品取締法の一部を改正する法

律案(山手滿男君外七名提出)

○長谷川四郎君 諸事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第二及び第三とともに、首藤新八君外六名提出、砂利採取法案、及び、山手滿男君外七名提出、輸出品取締法の一部を改正する法律案を追加して、四

程を提出いたします。すなわち、日

程第二及び第三とともに、首藤新八君外六名提出、砂利採取法案、及び、山手滿男君外七名提出、輸出品取締法の一部を改正する法律案を追加して、四

程を提出いたします。すなわち、日

(会社の目的)
第一条 石油資源開発株式会社は、石油資源の開発を急速かつ計画的に行うことの目的とする株式会社とする。

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

(事業の範囲)

第六条 会社は、石油若しくはガスを販売するための運送、販賣等の事業を営むものとします。

(事業の範囲)

第五条 会社は、石油若しくはガスを販売するための運送、販賣等の事業を営むものとします。

(事業の範囲)

第四条 会社の取締役は、七人以内とする。

(取締役の選任)

第三条 会社以外の者は、その商号中に石油資源開発株式会社といふ文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第二条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第一条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第三条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第二条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第一条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第二条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第一条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

第二条 会社は、前項第四号に掲げる事務を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(申請書類等)

臣の認可を受けなければならぬ。

(監査権の譲渡等)

第十一条 会社は、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲り受け又は譲受の相手方、料金の額並びに対価の支払の時期及び方法について、通商産業大臣の認可を受ける。

(監査権の譲渡等)

第十二条 会社は、商法(明治三十一年法律第四十八号)二百九十九条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。

(社債発行限度の特例)

し、資本及び準備金の総額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特權の順位は、民法

(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。一般の先取特權に次ぐものとする。

(探鉱費用の換算)

第十四条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日(以下「營業年度の終了」)の四月三十日までに支出した探鉱の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。

この場合には、会社は、その成立後十五年を経過する日の属する營業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎營業年度その一部を消却しなければならない。

(利益配当の制限)

第十五条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日(以下「營業年度の終了」)の四月三十日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎營業年度その一部を消却しなければならない。

(定款の変更等)

第十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議

は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十七条 会社は、毎營業年度終過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したものは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 第二十二条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めたときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を

徴し、又はその職員に、会社の告

による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

り入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(検査)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 第二項の規定による立入検査の結果は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 第八条の規定に違反して、事

(施行政規)

第一、第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 通商産業大臣は、設立委員会の認可を受けなかつたとき。

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に處する。

2 第二十四条 次の各号の一に該当する場合に處する。

会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

2 第二十六条 第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

2 第二十七条 次の各号の一に該当する場合に處する。

会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

2 第二十八条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 設立委員会は、第四項の認可を受けたときは、運営なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につ

をした会社の取締役は、五万円以下

下の過料に処する。

第三十六条 第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

2 第二十九条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十一条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十二条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十三条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十四条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十五条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十六条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十七条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十八条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第三十九条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第四十一条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第四十二条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第四十三条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第四十四条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

2 第四十五条 第二項の規定による

命令に違反したとき。

き、株主を募集しなければならない。

8 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

9 商法第百六十七条、第一百八十二条及び第一百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)

10 第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に石油資源開発株式会社といふ文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

11 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算について、第八条中「毎世」を「事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遡れなく」と読み替えるものとする。

(補助金)

12 政府は、昭和三十年度に限り、会社に対して、予算の範囲内において、大蔵省令、通商産業省令で定めるところにより、石油の探鉱の費用の一部を補助金として交付することができる。

(租税特別措置法の改正)

13 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のよう改訂する。

第一項中「とともに、その採鉱及び掘採の促進を図る」を削る。

第二項を次のように改める。

第十一条の四の次に次の二条を加える。

第十四条から第二十四条まで削除する。ただし、第一号及び第二号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本増加(会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る)

三 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定(会社の成立の日以後五年内に行われる場合に限る)

(報告書は会議録追録に掲載)

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 据取(第十四条)」を「第三章 削除」に改める。

第三章 砂利採取の許可等(第十一章)

第一条 総則(第一条・第二条)

第二章 砂利採取業(第三条・第十一条)

第三章 砂利採取の許可等(第十一章)

第四章 違則(第十三条・第十七条)

第五章 計則(第十八条・第二十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、砂利の採取の

第三章 砂利採取の位置、採取の方法その他の省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第二章 この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)を採取する事業(国及び地方公共団体が行うものを除く。)をいふ。砂利採取業者とは、砂利採取業を行ふ者をいへ、「河川等」とは、砂利の採取又は払下が河川法(明治二十九年法律第七十一号)その他他の法令(条例及び規則を含む。)の規定に基き行政府の許可を得たものとする土地をいう。

第三章 砂利採取業者(省令で定める事項は、砂利の採取に關する業務に關する事項を除き、第三条に規定する事項を管理するものとする。

第六条 採取管理者は、その採取場における砂利の採取に關する業務に關する事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が採取管理者を選任し、又は解任したときは、省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。砂利採取業者が省令で定める期間内に、省令で定める事務を行ふときは、砂利採取業者が自ら採取管理者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、採取管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、

第三章 砂利採取の位置、採取の方法その他の省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第二章 この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)を採取する事業(国及び地方公共団体が行うものを除く。)をいふ。砂利採取業者とは、砂利採取業を行ふ者をいへ、「河川等」とは、砂利の採取又は払下が河川法(明治二十九年法律第七十一号)その他他の法令(条例及び規則を含む。)の規定に基き行政府の許可を得たものとする土地をいう。

第三章 砂利採取業者(省令で定める事項は、砂利の採取に關する業務に關する事項を除き、第三条に規定する事項を管理するものとする。

第六条 採取管理者は、その採取場における砂利の採取に關する業務に關する事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が採取管理者を選任し、又は解任したときは、省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。砂利採取業者が省令で定める期間内に、省令で定める事務を行ふときは、砂利採取業者が自ら採取管理者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、採取管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、

第三章 砂利採取の位置、採取の方法その他の省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第二章 この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)を採取する事業(国及び地方公共団体が行うものを除く。)をいふ。砂利採取業者とは、砂利採取業を行ふ者をいへ、「河川等」とは、砂利の採取又は払下が河川法(明治二十九年法律第七十一号)その他他の法令(条例及び規則を含む。)の規定に基き行政府の許可を得たものとする土地をいう。

第三章 砂利採取業者(省令で定める事項は、砂利の採取に關する業務に關する事項を除き、第三条に規定する事項を管理するものとする。

第六条 採取管理者は、その採取場における砂利の採取に關する業務に關する事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が採取管理者を選任し、又は解任したときは、省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。砂利採取業者が省令で定める期間内に、省令で定める事務を行ふときは、砂利採取業者が自ら採取管理者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、採取管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、

を通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の代理者がその職務を行なう場合には、この法律及びこの法律に基づく省令の規定の適用については、これを採取管理者とみなす。

(公益の保護)

第九条 通商産業局長は、河川等以外の土地の区域において、砂利の採取のための土地の掘さく又は砂利若しくは塵土のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、砂利採取業者に対し、その防止のため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱業権者との協議)

第十一条 砂利採取業を行なう土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(鉱区)について、は、租賃権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することができる。

2 採石法第三十四条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章 砂利採取の許可等

(報告後収及び立入検査)

第十四条 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、その採取

場所を除き、砂利採取業の經營を考慮してこれをするものとする。

(採石権の設定区域及び存続期間の承認)

第十二条 砂利の採取が河川法及びこれに基く命令(条例及び規則を含む)の規定に基く行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受けようとする者は、採石法第九条から第二十条までに規定する手続によつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

(手数料)

第十五条 第十一条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(公示)

第十六条 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で告をせし又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報

一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定による承認を受けないで採石権の設定を受けた者

四 第十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

(行為の効力)

第十三条 この法律の規定(第九条第二項及び第十条第二項において準用する採石法の規定を含む)によつて処分をした場合は、手続その他の行為による処分をしたときは、省令で示しなければならない。

(異議の申立て)

第十七条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商

業大臣に対して異議の申立てをすることができる。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間ににおいて、政令で定める。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章の規定は、前項の異議の申立てに準用する。

第五章 諒則

第十九条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六条 中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加える。

第十八条 第十一条第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法(昭和三十年法律第二百二十九号)第二条に規定するもの)をいう。以下同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二

条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第三十一条二項中「保安林を「河川法(明治二十九年法律第七十七条)第四十七条の規定に基く命令の規定による罰金刑を科する。

二 砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二

条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十一条の規定に基き保安林として告示された森林、同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基き保安施設地区として指定された地区として告示された土地若しくは同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基き保安施設地区に予定された地区として告示された土地に改める。

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十条の規定に基き保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条第一項の規定に基き保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基き

百九十一条第三項中「又は採石業」を「採石業又は砂利採取業」に改める。

第八十一条第二項中「又は採石業者」を、採石業者又は砂利採取業者に改める。

保安施設地区に予定された地区として告示された土地に改める。

輸出品取締法の一部を改正する法律

項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利」と、「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加え、同条第一項第一号及び第二号中「采石」

輸出品取締法（昭和二十三年法律
第二百五十三号）の一部を次のように
改正する。

石漿」の下に「又は砂利採取業」を
加える。

(この法律の適用)
第十一条の三 左の各号に掲げる機関に納入する物品のうち、會員品

第二十九条第一項第二号中「採石漿」の下に「又は砂利採取漿」を加える。

の声価を維持するため、その品質を規律する必要があると認められ

三 土地調査委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一

るものであつて、政令で定める品目に属するものの当該機関に対す
る納入は、輸出とみなして、この

部を次のように改正する。

法律の規定を適用する。

「一般公益」に改める。
森林法の一部を次のように改正する。

行政協定の実施に伴い設置された海軍販売所若しくはビー・エックス又はこれらが反対する間の各保険会社第三条に基く

ヨーロッパ又はこれらが販売する

昭和二十年七月十二日 衆議院会議録第四十号 石油資源開発株式会社法案外三案

10

括つておりますことは、日本經濟自立の觀点よりも、また國際收支の面においても、大いに考えねばならぬ現象と言わねばなりません。この法律案は以上のような実情に対処して提案されたものであります。

その要旨とするところを簡単に申し上げますと、さきに政府において石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答申に基いて立案されたわが国石油資源総合開発五カ年計画に基いて、わが國石油資源の賦存性と埋蔵量を急速に調査確認し、もってわが国における石油の生産を年間百万キロリットル以上の線に高めるために、政府の半額出資のもとに、民間資金を導入して、特殊会社としての石油資源開発株式会社を設立して、石油資源の計画的開発を急速に行わしめようとするものであります。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案は、右に申し述べました石油資源開発株式会社設立による資源開発の機構に對応せしめて、従前の石油及び可燃性天然ガスの探鉱に対する國の助成に關する現行法の規定を削除し、あわせて必要な条文の調整を行ふものであります。

右の二つの法律案は七月五日商工委員会に付託されましたので、七月六日政府よりその提案理由を聽取いたし、これに対する質疑は七月六日以来四回にわたり、きわめて熱心に行われま

した。なお、両法案に対する審議の完結を期するため、七月八日参考人を招致して参考意見を聴取いたしましたが、それらの詳細は会議録を御参照願います。
両法案に対する質疑は七月九日終了いたしましたので、同日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと認決した次第であります。
なお、両法案に対する採決後に、社会党の櫻井奎夫君から、石油資源開発株式会社法案に対しまして政府を頼達する趣旨の附帯決議案が提出せられたのでありますして、同決議案を議題として採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって採決すべきものと決した次第でござります。
次に、砂利採取法案について、審議の経過並びに結果の概略を御報告いたします。
主要な建築材料であります砂利の供給を確保し、各種建設工事の遂行を円滑ならしめるために、砂利採取業の健全な発達をはかると同時に、一方におきまして、砂利採取のために公共施設に損害を及ぼしたり、あるいはまた他産業の利益をそこなうがときことのないよう、万全の措置を講ずる必要がありますが、かような趣旨に基きまして本案は提出をせられたのであります。
本法案の内容の大要を申し上げますと、地方行政庁は、公益その他に支障の

ない限り、砂利採取業者の經營を考慮して、砂利の採取または払い下げを許可すること、一般の地域における砂利

る品質検査は、わが国の輸出品につきました、海外における声価の向上のため必要と認められておりますが、従来は、日本に駐留するアメリカ合衆国軍

したところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。以上をもって報告を終ります。(拍手)

第三条の次に次の二条を加える。

〔松前重義君登壇〕

得るものよること、砂利の採取業者には、みずから採取管理者を常置して、公益に支障を与えないように十分な監督をしなければならないこと、さら

隊及び國際連合の軍隊のPX等の物品販売機関またはこれらのために物資調達機関に納入する物品については本法の適用がなかったのであります。これ

採決いたしました。四案は委員長報告の通り決したるに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(益谷男次君) 細異議なしと認めたります。よって四案は委員長報告の通

第三条の二 公名に「国際電信電話株式会社」を冠する。株式会社の株式を保有することができる。但し、発行済株式総数の五分の一をこえてはならない。第六十八条の次に次の一条を加えます。法有案の趣旨を御説明申し上げます。

報 (号 外)

でありまして、各方面の意向をも斟酌して、さらに慎重に検討の上、各党代表本共同をもつて提案せられたものであります。

この法律案は、昨十一日当委員会に付託せられ、本日提案者を代表して日本民主党の首藤新八君から提案理由を聴取いたしました後、格別異議のないものでありますから、質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって可決した次第であります。

次に、輸出品取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のことく、輸出品取締法によ

右するものであつて、かような物品に
対しては、その品質の維持向上をはかり
り、本邦製品の声価の確保とその向上
をはかるため、輸出品に対する同様
に、品質に対する検査を実施する必要
があるのであります。
以上が本法律案の趣旨並びに要点で
あります。

本法律案は、日本民主党の山手謙男
君外各党代表七名より提出せられ、七
月十一日商工委員会に付託となりまし
た。同日提出者を代表し首藤新八君よ
り提案理由を聴取しました。本日、本法
案については別段異議はありませんで
したので、討論を省略し採決いたしま

○議長（森谷秀次郎）　御異議なしと認
めます。

日程第四、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。通
信委員長松前重義君。

は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律施行の日までに国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)附則第二十一項の規定による処分を終らない株式を日本電信電話公社に返還しなければならない。ただし、発行済株式総数の五分の一をこえる部分の株式については、なお従前の例による。

同事業の円滑な運営に裨益するところ、高度の国家性、公益性を有する事業であり、従つて、事業経営の安定を第一と要件といたしますので、国際電信電話株式会社の株式が投機の対象となるがことは、極力これを防止する必要があることは、ご存じのことと存じます。日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式の相当数を保有して安定株主となることは、この面よりいたしましてもきわめて適切妥当と認められるのであります。さらに、後に述べまするような事情によって、見直し等は国際電信電話株式会社の財政

○議長(益谷秀次郎君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者のめり〕

○議長(益谷秀次郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。福

本電信電話公社法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第一号)附則第二項の規定による場合を除く。又は処分しようとするとき、は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附 則

1. この法律は、公布の日から施行する。
政府は、この法律施行の日まで

であり、当然きわめて密接な関連を有するものでありますから、両者の間の連係協調をはかる目的をもつて日本電信電話公社にある程度国際電信電話株式会社の株式を保有せしめることは、両事業の円滑な運営に裨益するところ多大であると考えられます。また、国際電信電話事業は、申すまでもなく、高度の国家性、公益性を有する事業であり、従つて、事業経営の安定を第一

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
日本電信電話公社法の一部を改正する法律

に国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）附則第二十一項の規定による処分を終らない株式を日本電信電話公社に返さなければならぬ。ただし、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式の相当数を保有して安定株主となることは、この面よりいたしましてもきわめて適切妥当

日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

現行法規式の五分の一をこれ
る部分の株式については、なお従
前の例による。

式を大額保有しており、絶えず売り出しの機会をねらつておりまするため、証券市場を圧迫する結果となつておりまするが、この株式の相当部分を、公の所有に移すことによつて株価の安定に資することもできると思われるであります。

本法律案は、このよろな理由のもとに、日本電信電話公社法の一部に改正して、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を保有することがであります。ただし、公社が会社に対し支配的地位に立つことは不適当と認め、株式保有の限度を会社の発行済み株式総数の五分の一といいたした次第でござります。

しそうして、国際電信電話株式会社設立の際、日本電信電話公社の現物出資に対して割り当てられました株式六百五十五万株余、券面総額三十二億七千万円余は、国際電信電話株式会社法の附則の規定により全部政府に譲渡され、政府はなるべくすみやかにこれを処分し、その対価を公社に支払うことになつてゐるのでありまするが、現実といたしましては、その後における有価証券市場の状況によりまして、当初予定された処分が困難となり、発行済み株式の四二%余、株式にして二百八十九株余、券面総額にして十四億円余は、未消化のまゝ今なお政府持ち株であります。(拍手)

となつておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府からおりまするが、この株式の相当部分を、公の所有に移すことによつて株価の安定に資することもできると思われるであります。

電信電話公社に返還することによつて、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本法律案の目的とするところがきわめて容易に達成されまするので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進めるべきであるとのとします。

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の収入の収納済額(以下「収納済額」といふ)から当該年度の歳出の支出済額と第十四条第一項の規定による當年金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等」という)を控除して

3 前項の規定により繰り越した損失は、第八条に規定するところにより、この会計の決算上の剩余をもつてうるものとする。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。が、通信委員会におきまして

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。が、通信委員会におきまして

○松原喜之次君 登壇

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

ととなっておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府から

りの繰入金並びに附屬雑収入を

て、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本

法律案の目的とするところがきわめ

て容易に達成されまするので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有

する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進めるべきであるとのとします。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

ととなっておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府から

りの繰入金並びに附屬雑収入を

て、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本

法律案の目的とするところがきわめ

て容易に達成されますので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有

する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

ととなっておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府から

りの繰入金並びに附屬雑収入を

て、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本

法律案の目的とするところがきわめ

て容易に達成されますので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有

する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

ととなっておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府から

りの繰入金並びに附屬雑収入を

て、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本

法律案の目的とするところがきわめ

て容易に達成されますので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有

する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

ととなっておるのであります。よつて、この政府持ち株のはば半数を政府から

りの繰入金並びに附屬雑収入を

て、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本

法律案の目的とするところがきわめ

て容易に達成されますので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有

する株式を処分しようとする場合に、政府においてその適合に判断を加える必要があると認め、いづれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに御異議ありませんか。

○議長(森谷秀次君) 講事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

第八条を次のように改める。

(決算上の剩余の処理)

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○松原喜之次君 たゞいま議題となりました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

資金運用部特別会計におきましては、本来、毎会計年度の決算上の剩余の処理といたしまして、運用資産の償却による損失の額の減損の償却または繰り越し損失の補てんに充てる部分を除いた残余の額を、たゞいまのところ、その暫定措置として、当分の間、その残余の額を、当該年度の郵便貯金特別会計の歳

不足を埋めるために、その不足額を限度として同会計の収入に繰り入れ、残額を一般会計に繰り入れることといたしております。

今回、郵便貯金特別会計に繰り入れる措置は從来と同様これを継続することとし、一般会計への繰り入れはこれを取りやめて、決算上の剩余はすべてこれを積立金として積み立てることができるよういたそとするものであります。

また、一般会計への繰り入れはこれ

を積立金として積み立てることが

できるよういたそとするものであります。

なお、毎会計年度の決算上の不足を

積立金をもって補足することができない場合、及び、資金の繰り越し損失を

決算上の剩余をもって埋めることができない場合における一般会計からの繰り入れの割合は、これを廃止すること

といたしております。

以上が本法律案の内容であります

が、本案につきましては、大蔵委員会

に付託されて以来慎重審議を重ねた

後、本日質疑を終了し、討論を省略し

て直ちに採決いたしましたところ、本

案は全会一致をもって原案の通り可決

いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謝意(笠谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

出席國務大臣	通商産業大臣	運輸大臣	郵政大臣	出席政府委員	内閣官房副長官	大蔵政務次官	運輸省航空局長	松本 龍藏君	三木 武夫君	石橋 清山君	松田竹千代君	沼田茂久二君
--------	--------	------	------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十七分散会

限界として同会計の収入に繰り入れ、残額を一般会計に繰り入れることといたしております。

今回、郵便貯金特別会計に繰り入れる措置は從来と同様これを継続することとし、一般会計への繰り入れはこれを取りやめて、決算上の剩余はすべてこれを積立金として積み立てることができるよういたそとするものであります。

また、一般会計への繰り入れはこれ

を積立金として積み立てることが

できるよういたそとするものであります。

なお、毎会計年度の決算上の不足を

積立金をもって補足することができない場合、及び、資金の繰り越し損失を

決算上の剩余をもって埋めることができない場合における一般会計からの繰り入れの割合は、これを廃止することといたしております。

以上が本法律案の内容であります

が、本案につきましては、大蔵委員会

に付託されて以来慎重審議を重ねた

後、本日質疑を終了し、討論を省略し

て直ちに採決いたしましたところ、本

案は全会一致をもって原案の通り可決

いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謝意(笠谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謝意(笠谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、警察庁長官同会計課長中原廣は去る一日転任したので、その政府委員は自然消滅になつた。	佐々木更三君	安平 鹿一君	樺内 義雄君	戸塚九一郎君
一、昨十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	大蔵政務次官	藤枝 泉介君	樺雪寒冷車作地荷運興臨時指監法の一部を改正する法律	船田 中君
一、鳴山内閣総理大臣から益谷議長へ去る九日議長において承認した後藤田正晴を昨十一日政府委員に任命した旨の通知を受領した。	運輸大臣	高橋 順一君	議院運営委員	井手 以誠君
一、鳴山内閣総理大臣から益谷議長へ去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員	柳尾喜三郎君	外務委員	保利 武夫君
一、去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員	長井 源君	内閣委員	吉田 豊一君

予算委員

内閣委員

一、地方整備費の財源等に関する臨時措定法の一部を改正する法律	佐々木更三君	安平 鹿一君	樺内 義雄君	戸塚九一郎君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	高橋 順一君	大橋 武夫君	船田 中君	吉田 豊一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	田口長治郎君	福井 順一君	稲村 隆一君	鈴木 勝三君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	小島 微三君	細田 綱吉君	正君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳内 義雄君	細田 綱吉君	正君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	高橋 順一君	小島 微三君	正君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	佐々木更三君	福井 順一君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	柳井 均君	小島 微三君	正君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	福井 順一君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	文教委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	農林水產委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	社会労働委員	佐々木更三君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	外務委員	柳井 均君	井手 以誠君	吉田 勝一君
一、去る七日、内閣總理大臣から、公	大蔵委員			

官報(号外)